

記録集出版を発表 6年7カ月の裁判を振り返る

7月28日、県保険医協会も加盟する「特養あづみの里業務上過失致死事件裁判で無罪を勝ち取る会」は、松本市内で記者会見を開き記録集『逆転無罪・特養あづみの里刑事裁判の6年7カ月』の出版を発表した。

記録集には、山口さんからの寄稿も掲載されており、「テレビやラジオで被告人と称されるたびに、本当にいたたまれない気持ちでした」と起訴され



記録集をアピールする勝ち取る会

た当時の心境や、これまでの支援への感謝が語られている。他には裁判や支援の活動をまとめた年表、判決文や支援者からこれまでの支援活動に関する想いが掲載されている。

当日記者会見に臨んだ弁護団長の木嶋日出夫弁護士は、「この裁判は准看護師ひとりだけのものではなかった。もし有罪になれば介護現場は萎縮し入所者は食べたいものが食べられな

くなり、人としての尊厳を守られなくなるという介護の未来をかけた裁判だった」と裁判を振り返った。また、検察側が一審の途中で訴因変更したことを見たことを踏まえ、「最初の起訴

特養あづみの里刑事裁判

2013年12月、安曇野市の特別養護老人ホーム「あづみの里」で、85歳の入居者の女性がおやつのドーナツを食べた後に意識を失い、その後死亡。配膳を手伝っていた准看護師の山口さんが業務上過失致死罪で起訴された。2019年3月地裁松本支部は、死因はドーナツによる窒息で、おやつが固形からゼリー状に変更されたことを確認せずに配膳した過失があるとして罰金20万円の判決を下した。弁護団はこの判決に対して即日控訴。

2020年7月東京高裁は、女性が入居後もドーナツを食べ、形態変更は看護業務の中では知り得なかったとし、注意義務に反するとはいえない判断。一審判決に事実誤認があるとして逆転無罪を言い渡した。東京高検は上告を断念、翌月無罪が確定した。

事実に無理があったと検察側が認めたようなもの」と指摘。今後の司法の教訓にしてほしいと語った。

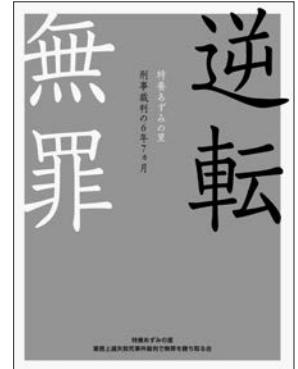
各記者からの「国賠訴訟は考えているか」との質問には、木嶋弁護士から、弁護団会議で国賠訴訟を行わないことは決定しているが、2020年11月に裁判費用補償の請求を行い、東京高裁から約326万円が交付されていることが報告された。

先着200名に1冊進呈

協会では記録集を、会員の希望者先

着200名に1冊ずつ無料で配布することを決定した。書籍をご希望の方は、本紙同封の申込用紙

にて。2冊目以降を希望する場合は1冊1,320円での販売となる。



出版された記録集

日頃から診療録記載の充実を

県保険医協会は8月19日Zoomでのオンライン形式にて、新規開業医向けの新規個別指導対策講習会を開催した。開業後間もない医師、開業予定の医師等を対象に行い16医療機関が参加した。

講習会ではまず集団指導、集団的個別指導、個別指導といった指導制度の概要を解説。新規個別指導は指導大綱や関連通知では開業後概ね6カ月経過した保険医療機関を対象に行われるとされているが、長野県では新規指定の翌年度中に行われることが多いこと、指導対象患者数や自主返還の期間など、通常の個別指導との違いなどを説

明。また保険医療機関及び保険医療担当規則、院内掲示物の注意点、診療録記載の留意点等を確認した。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、集団指導等が資料配布になる、「高点数」を理由とした個別指導が行われないといった、例年とは異なる点も解説された。

最後に県保険医協会が2002年度以降、毎年関東信越厚生局長野事務所（旧社会保険事務局を含む）に対して開示請求してきた個別指導の指摘事項をもとに、指摘の多い事項や留意すべき事項を中心に解説した。特に医学管理や在宅療養指導管理料は、管理内容の要点が診療録に記載されてない、指導内容が画一的等の指摘がされやすい。算定要件を正確に理解して、日常診療において診療録の記載を充実させることが指導対策としても重要だとまとめた。

フレイル予防には「人とのつながり」 医療・介護従事者向け講習会を開催

8月1日、県保険医協会は飯島勝矢氏（東京大学高齢社会総合研究機構機構長・東京大学未来ビジョン研究センター教授）を招き医療・介護従事者を対象とした「コロナ禍における高齢者フレイル対策」講習会を開催した。

当日はZoomを使用したオンライン形式で開催し、約30の事業所が participated.

飯島氏はまず、フレイルについて解説。フレイルとは、健康と要介護・要支援の中間の時期で、高齢期に生理的予備能が低下することでストレスに対する脆弱性が亢進し、生活機能障害、要介護状態、死亡などの転帰

に陥りやすい状態を指す。フレイルは単純に身体的な虚弱のみを指すのではなく、身体的フレイル、認知的・心理的フレイル、社会的フレイルの3つ要素が絡み合い、いずれかのフレイルが加速すると、負の連鎖的に他のフレイル状態も加速し自立度の低下につながる危険性があると解説した。

その上で飯島氏は、フレイル予防で重要なのは「人とのつながり」と説明。過去の調査結果から、運動習慣はある

が文化活動やボランティア・地域活動に参加しない高齢者と、運動習慣はないが文化活動やボランティア・地域活動に参加する高齢者を比較した場合、後者の方が前者と比べフレイルに対するリスクが半分以下だったデータを示し、社会性の重要性を伝えた。

最後に飯島氏はコロナ禍による外出自粛などで、運動ができない、会話が減ったなどの悪影響によりフレイ

ル化が危惧されていることを指摘。コロナ禍でのフレイル予防について、特別なことをする必要はない、もともと行っていた

フレイル対策に

加え、コロナを正しく賢く恐れ感染対策をし、なおかつ生活の質を落とさずに、人とのつながりや社会性を維持していくことが大切だと語った。

質疑応答では、施設でのフレイル予防をどうすればよいかと質問があり、高齢者施設であっても、これまでやってきたレクリエーションなどの企画を感染対策をしながら、質を落とさずに続けていくことが重要ではないかと回答した。

書籍案内

医科

保険医のための審査、指導、監査対策【第4版】

B5判 470頁

会員価格：2,800円

定 價：4,000円

※医科開業医会員には1部配布済み。

本書では審査、指導、監査のそれぞれの制度内容と実際の運用等について、制度ごとに章を設けて解説しています。

資料編も充実し、審査に係る法令、指導、監査に係る法令等も網羅されており、審査、指導、監査の根拠もたどれます。

